

島根原子力発電所新燃料到着時の線量当量率測定結果

測定結果は、基準値以下であった。

【測定結果】

輸送容器表面 0.012 ミリシーベルト毎時以下（基準値2ミリシーベルト毎時以下）

輸送車両表面 0.0095 ミリシーベルト毎時以下（基準値2ミリシーベルト毎時以下）

輸送車両から1m離れた位置

4.5 マイクロシーベルト毎時以下（基準値100マイクロシーベルト毎時以下）

運転席 1 マイクロシーベルト毎時以下（基準値20マイクロシーベルト毎時以下）

（基準値は核燃料物質等車両運搬規則第七条，第十一条による）

（参考 自然界 0.06 マイクロシーベルト毎時）

核燃料物質等車両運搬規則（運輸省令 第72号）抜粋

（コンテナ又はオーバーパックに係る線量当量率等）

第七条 核燃料輸送物が収納されているコンテナ又は核燃料輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパックの線量当量率（外運搬規則第四条第七号に基づき主務大臣（法第五十九条第一項各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下同じ。）の定める線量当量率をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ、当該各号に定める値を超えてはならない。

- 一 表面 線量当量率の最大値（以下「最大線量当量率」という。）が二ミリシーベルト毎時
- 二 表面から一メートル離れた位置 最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時

（車両に係る線量当量率等）

第十一条 核燃料輸送物等を車両に積載した状態における線量当量率は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ当該各号に定める値を超えてはならない。

- 一 車両の表面（車両が開放型のものである場合にあっては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面） 最大線量当量率が二ミリシーベルト毎時
- 二 車両の前面、後面及び両側面（車両が開放型のものである場合にあっては、その外輪郭に接する垂直面）から一メートル離れた位置 最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時
- 三 車両による運搬に従事する者が通常乗車する場所 最大線量当量率が二十マイクロシーベルト毎時